

大阪大学外国語学部人権問題委員会規程

平成 19 年 9 月 13 日
制 定

最近改正 平 31. 4. 1

(設置)

第 1 条 大阪大学外国語学部（以下「外国語学部」という。）に人権問題委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、外国語学部における人権侵害（ハラスメントを含む。以下同じ。）を防止し、及びこれらに起因する問題が生じた場合に必要の対策を講じることにより、教職員及び学生のすべてが、個人として尊重され、快適な学習、研究及び職場環境を得る権利を保障することを目的とする。

(任務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 人権侵害の防止に関する研修・啓発・意識調査
- (2) 人権侵害に関する相談員（以下「相談員」という。）の配置
- (3) 人権侵害の対応として調査委員会又は調停委員会の設置
- (4) 人権侵害に関する苦情の申し出等に係る調査委員会等の調査結果等の外国語学部長（以下「学部長」という。）への報告及び解決策の勧告
- (5) 加害者に対する処分の必要の有無判定
- (6) 再発防止策の検討
- (7) 人権侵害に関する対応措置に対する不服申立てへの対応
- (8) 大阪大学ハラスメント相談室から苦情相談への対応要請を受けた場合における同相談室の協力を得た事実関係調査及び解決策の実施
- (9) 前号の調査及び解決策に異議申し立てを受けた場合における再調査の必要性の検討及び対応
- (10) 措置不履行の改善申し立てを受けた場合における学部長への改善勧告
- (11) その他学部長が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 外国語学部教授会（以下「教授会」という。）において、その構成員のうちから外国語学部長が指名する教員 性別ごとに 3 名
- (2) 前号に掲げる者以外で委員会が特に必要と認めた者
(任期)

第 5 条 前条第 1 号に規定する委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 2 号に規定する委員の任期は、その都度定める。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第 7 条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査委員会)

第 8 条 調査委員会は、人権侵害に関する苦情申立て事案について、人権侵害の事実関係を 2 か月以内に明らかにすることを任務とする。

2 前項の調査期間については、やむを得ない事情があると認められる場合は、相当期間これを延長することができる。

3 調査委員会は、委員会が推薦した教員 2 名及び言語文化研究科・外国語学部事務部（以下「事務部」という。）箕面事務室長が推薦した事務職員 1 名で組織し、学部長が委嘱する。この場合において、男女のバランスに配慮するものとする。

4 調査委員会には、必要に応じ、学内又は学外の法律専門家 1 名を構成員に加えることができる。

5 調査委員会の委員は、当該任務を終了したときは、解任されるものとする。

6 調査委員会の議事等については、別に定める。

(調停委員会)

第 9 条 調停委員会は、人権侵害に関する調停の申立て事案について、申立人

及び被申立人間での話し合いによる解決を図ることを任務とする。

- 2 調停委員会は、委員会から選出された3名の委員で組織する。この場合において、男女のバランスに配慮しなければならない。
- 4 委員は、当該任務を終了したときは、解任されるものとする。
- 5 調停委員会の議事等については別に定める。
(相談員)

第10条 相談員は、外国語学部における学生及び教職員等からの人権侵害に関する相談に対応することを任務とする。

- 2 相談員は、委員会が推薦し教授会が承認する教員3名及び委員会が推薦し事務部の所属室長の同意を得た事務職員1名とする。
- 3 相談員の任期は、2年とする。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 相談員は、再任されることができる。
- 5 相談員は、相談者及び被害者の意志を尊重して解決策を協議し、その精神的なケアに努めることとする。
- 6 相談員は、関係者のプライバシーを厳守し、必要な場合には委員会及び大阪大学ハラスメント相談室と連携をとりつつ、迅速に対応しなければならない。
(服務)

第11条 委員会、調査委員会及び調停委員会の委員並びに相談員は、任務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。
(庶務)

第12条 委員会の庶務は、事務部箕面事務室庶務係において総括し、及び処理する。
(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の後最初に任命される第4条第1項に規定する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、半数の者にあつては平成21年3月31日までとし、他の半数の者にあつては平成22年3月31日までとする。
- 3 平成19年9月30日以前に行われた人権侵害に関する苦情申立てにより設置

された調査委員会で継続中のものにあつては、この規程により設置されたものとみなす。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際、現に改正前の第4条第1号に規定する委員である者は、改正後の第4条第1号に規定する委員とみなす。この場合において、その委員とみなされる者の任期は、同日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この改正の施行の際、現に相談員である者の任期は、改正後の第10条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

- 1 この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正施行後、最初に任命される第10条第2項に規定する教員の相談員の任期は、改正後の第10条第3項の規定にかかわらず、1名の者にあつては平成32年3月31日までとし、他の2名の者にあつては平成33年3月31日までとする。